

## 東浦町ボランティア活動支援交付金 対象となる経費の考え方

### 対象と認められる経費

報償費	謝礼	講師謝礼、協力者への謝礼 など
需要費	消耗品費	事務用品、材料費（食材等事業に不可欠な材料等にかかる費用）、新型コロナウイルス感染症対策の消毒液 など
	燃料費	ガソリン代
	印刷費	チラシ、ポスター、パンフレットの印刷費、事業に関する会議資料、配布資料などの印刷に係る費用
	修繕費	作業用の器具等の修繕に限る。
	食糧費	事業の実施に不可欠と認められるお茶代などに限る。
役務費	通信運搬費	切手、ハガキ代、宅配の送料 など
	保険料	ボランティア保険 など
	手数料	金融機関振込手数料 など
賃借料	会場使用料 施設使用料	光熱水費、音響、照明、附属設備などを含む、すべての会場を使用する際に発生する費用
	事務所等の賃借料	
	機械・器具借上料	事業に必要な機器のレンタル料など
	車両借上料	レンタカー代など
	有料道路通行料	
備品購入費		作業等に必要と認められる器具等の購入費。単価が1万円を超えるもの。（1万円未満は消耗品費）
その他の経費	町長が必要と認めるもの	事業に必要不可欠と認められるもの

### 対象と認められない経費の例

- ・ 交通費（公共交通機関利用料）
- ・ 委託料（会場設営・撤去料など）
- ・ 事務所等を維持管理するための経費
- ・ 宿泊料
- ・ 記念品及び景品の作成費
- ・ 食糧費（事業の実施上、不可欠と認められるものは除く）
- ・ 実施団体の構成員に対する謝礼等の人件費
- ・ その他、事業に直接関係ないと認められる経費